

内閣人第

一七号

起案

令和二年一月三十日

| | | | |
|----|-----|----|-----------|
| 裁可 | 上奏 | 决定 | 令和二年一月三一日 |
| 令和 | 年月日 | 令和 | 年月日 |

| | |
|----|-----------|
| 施行 | 令和二年一月三一日 |
| 令和 | 年月日 |

内閣官房長官

西

内閣総務官

原

内閣

内閣總理大臣

五

内閣官房副長官

毛立



麻生国務大臣

加藤国務大臣

河野国務大臣

竹本国務大臣

高市国務大臣

江藤国務大臣

衛藤国務大臣

田中国務大臣

森国務大臣

梶山国務大臣

北村国務大臣

西村国務大臣

茂木国務大臣

赤羽国務大臣

菅国務大臣

橋本国務大臣

萩生田国務大臣

小泉国務大臣

武田国務大臣

田中国務大臣

検事長の勤務延長について、別紙のとおり命ずることとしたいたしたい。

内閣

令和2年8月7日まで勤務延長する

検事長 黒川 弘務

(2月7日付発令予定)

法務省人検第18号

令和2年1月29日

内閣総理大臣殿

法務大臣



別紙の理由により、国家公務員法第81条の3第1項に基づき東京高等検察
庁検事長黒川弘務を令和2年8月7日まで勤務延長させることが必要と認めら
れますので、閣議の上、然るべくお取り計らい願います。

別 紙

東京高等検察庁管内において遂行している重大かつ複雑困難事件の捜査公判に対応するためには、同高等検察庁検事長黒川弘務の検察官としての豊富な経験・知識等に基づく管内部下職員に対する指揮監督が必要不可欠であり、同人には、当分の間、引き続き同検事長の職務を遂行させる必要がある。

略歴

氏名 (ふりがな) 黒川 弘務 (くろかわ ひろむ)

性別 男

生年月日 昭和32年2月8日

学歴

[REDACTED] 東京大学法学部卒業 (昭和56年3月)

[REDACTED] 司法修習終了 (昭和58年4月)

採用試験 司法試験

出身地 東京都

| | |
|----------|-----------------------|
| 昭和58年 4月 | 東京地検検事 |
| 昭和59年 3月 | 福島地検郡山支部検事 |
| 昭和61年 3月 | 新潟地検検事 |
| 昭和63年 3月 | 東京地検検事 |
| 平成2年 4月 | 名古屋地検検事 |
| 平成3年 7月 | 法務大臣官房秘書課付 |
| 平成5年 7月 | 法務省刑事局付 |
| 平成7年 7月 | 青森地検弘前支部長 |
| 平成9年 4月 | 東京地検検事 |
| 平成10年 8月 | 法務省大臣官房司法法制部参事官 |
| 平成13年 7月 | 内閣司法制度改革推進準備室参事官 |
| 平成13年12月 | 法務省大臣官房司法法制部司法法制課長 |
| 平成16年 1月 | 法務省大臣官房参事官 (総合調整担当) |
| 平成17年 1月 | 法務省刑事局総務課長 |
| 平成18年 7月 | 法務省大臣官房秘書課長 |
| 平成20年 1月 | 法務省大臣官房審議官 (総合政策統括担当) |
| 平成22年 8月 | 松山地検検事正 |
| 平成22年10月 | 法務省大臣官房付 (特命担当) |
| 平成23年 8月 | 法務省大臣官房長 |
| 平成28年 9月 | 法務事務次官 |
| 平成31年 1月 | 東京高検検事長 |

令和 2 年 / 月 29 日

内閣総理大臣 安倍晋三 殿

東京高等検察庁

検事長



同 意 書

私は、国家公務員法第81条の3第1項の規定に基づき、令和2年8月7日まで勤務延長されることに同意します。